

和歌山市公報

告示 第51号 別冊

令和8年（2026年）2月27日

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,833,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,465,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第10号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		60,678,766	423,000	61,101,766
	1 市 民 税	24,100,550	550,000	24,650,550
	2 固 定 資 産 税	25,862,813	110,000	25,752,813
	4 市 た ば こ 税	2,726,903	15,000	2,711,903
	6 都 市 計 画 税	4,329,575	27,000	4,302,575
	7 事 業 所 税	2,316,586	20,000	2,336,586
	8 入 湯 税	28,500	5,000	33,500
3 利子割交付金		45,000	86,000	131,000
	1 利子割交付金	45,000	86,000	131,000
4 配当割交付金		476,000	268,000	744,000
	1 配当割交付金	476,000	268,000	744,000
7 地 方 消 費 税 金 交 付		9,410,000	490,000	9,900,000
	1 地 方 消 費 税 金 交 付	9,410,000	490,000	9,900,000
10 地方特例交付金		394,000	48,405	345,595
	1 地方特例交付金	383,000	48,405	334,595
11 地方交付税		18,685,062	1,854,572	20,539,634
	1 地方交付税	18,685,062	1,854,572	20,539,634
13 分 担 金 及 び 負 担 金		561,269	28,984	532,285
	1 負 担 金	561,269	28,984	532,285
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,593,074	34,297	2,558,777
	1 使 用 料	1,867,252	22,644	1,844,608
	2 手 数 料	725,822	11,653	714,169
15 国庫支出金		42,912,438	59,243	42,971,681
	1 国庫負担金	27,524,951	710,998	28,235,949
	2 国庫補助金	4,653,964	151,213	4,502,751
	3 国庫交付金	10,706,669	500,161	10,206,508
	4 国庫委託金	26,854	381	26,473

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		13,122,912	129,275	13,252,187
	1 県負担金	9,330,662	247,645	9,578,307
	2 県補助金	2,822,528	123,088	2,699,440
	3 県交付金	737,482	4,718	742,200
17 財産収入		436,263	7,392	428,871
	1 財産運用収入	346,033	1,168	347,201
	2 財産売却収入	90,230	8,560	81,670
18 寄附金		3,042,818	49,030	3,091,848
	1 寄附金	3,042,818	49,030	3,091,848
19 繰入金		1,674,626	331,731	2,006,357
	1 基金繰入金	1,565,769	332,505	1,898,274
	2 特別会計繰入金	108,857	774	108,083
20 繰越金		1	3,361,399	3,361,400
	1 繰越金	1	3,361,399	3,361,400
21 諸収入		2,629,790	206,567	2,836,357
	4 受託事業収入	65,972	3,608	62,364
	7 雑収入	1,189,502	210,175	1,399,677
22 市債		7,630,300	305,800	7,324,500
	1 市債	7,630,300	305,800	7,324,500
歳入合計		166,631,319	6,833,939	173,465,258

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		901,672	14,009	887,663
	1 議 会 費	901,672	14,009	887,663
2 総 務 費		13,253,222	5,728,469	18,981,691
	1 総 務 管 理 費	8,138,661	5,892,063	14,030,724
	2 徴 税 費	1,531,705	5,199	1,526,506
	3 市 民 生 活 費	622,767	9,788	632,555
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	802,658	76,897	725,761
	5 選 挙 費	499,720	50,665	449,055
	6 統 計 調 査 費	267,326	16,188	251,138
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,215,631	26,150	1,189,481
	8 監 査 委 員 費	104,135	4,387	108,522
	9 人 事 委 員 会 費	70,619	2,670	67,949
3 民 生 費		81,516,189	1,466,574	82,982,763
	1 社 会 福 祉 費	33,397,569	512,266	33,909,835
	2 生 活 保 護 費	18,355,247	396,765	18,752,012
	3 児 童 福 祉 費	25,730,998	459,139	26,190,137
	5 年 金 保 険 費	3,505,936	88,907	3,594,843
	6 市 民 福 祉 費	514,157	9,497	523,654
4 衛 生 費		10,066,952	7,246	10,074,198
	1 保 健 衛 生 費	4,463,990	93,906	4,557,896
	2 清 掃 費	5,133,847	76,261	5,057,586
	3 環 境 保 全 費	469,115	10,399	458,716
5 農 林 水 産 業 費		1,044,648	22,019	1,022,629
	1 農 業 費	754,031	9,213	744,818
	2 農 林 緑 花 費	148,861	856	148,005
	3 水 産 業 費	141,756	11,950	129,806
6 商 工 費		6,279,715	52,767	6,226,948
	1 商 工 費	5,270,192	128,367	5,141,825
	2 観 光 費	1,009,523	75,600	1,085,123

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費		10,026,356	9,361	10,016,995
	1 土 木 管 理 費	1,057,625	14,581	1,043,044
	2 道 路 橋 梁 費	4,096,980	27,800	4,069,180
	3 河 川 費	395,390	14,425	409,815
	4 都 市 計 画 費	1,028,942	1,011	1,029,953
	5 都 市 計 画 道 路 費	489,637	12,901	476,736
	6 公 園 費	513,728	8,553	522,281
	7 下 水 道 費	608,469	42,309	566,160
	8 住 宅 費	1,835,585	64,241	1,899,826
8 消 防 費		5,488,170	61,611	5,426,559
	1 消 防 費	5,488,170	61,611	5,426,559
9 教 育 費		10,488,030	106,409	10,381,621
	1 教 育 総 務 費	2,333,342	44,483	2,288,859
	2 小 学 校 費	2,920,391	34,036	2,886,355
	3 中 学 校 費	833,457	22,706	810,751
	4 高 等 学 校 費	844,626	7,173	837,453
	5 幼 稚 園 費	513,323	4,647	508,676
	6 社 会 教 育 費	2,164,358	21,498	2,185,856
	7 保 健 体 育 費	878,533	14,862	863,671
11 公 債 費		17,959,916	32,073	17,927,843
	1 公 債 費	17,959,916	32,073	17,927,843
12 諸 支 出 金		9,030,291	70,101	8,960,190
	1 公 営 企 業 費	8,816,782	62,781	8,754,001
	2 集 落 排 水 費	213,509	7,320	206,189
歳 出 合 計		166,631,319	6,833,939	173,465,258

第2表

債務負担行為補正

1 廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	398,750
合	計	398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令和8年度 令和12年度	66,449
合	計	66,449

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川県工事負担金	10,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	10,100			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	80,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	76,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	63,300	〃	〃	〃	61,600	〃	〃	〃
支所・連絡所整備事業	7,800	〃	〃	〃	6,900	〃	〃	〃
文化財保護事業	24,500	〃	〃	〃	24,000	〃	〃	〃
博物館整備事業	35,100	〃	〃	〃	34,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	28,700	〃	〃	〃	13,800	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	69,900	〃	〃	〃	53,200	〃	〃	〃
隣保館整備事業	1,700	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
保健所整備事業	73,200	〃	〃	〃	69,400	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	14,200	〃	〃	〃	11,400	〃	〃	〃
清掃工場施設整備事業	342,200	〃	〃	〃	327,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	174,700	〃	〃	〃	170,400	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃	5,100	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
共同作業場整備事業	5,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	4,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
勤労者総合センター整備事業	32,300	"	"	"	29,400	"	"	"
観光基盤施設整備事業	18,100	"	"	"	15,900	"	"	"
和歌山城公園整備事業	6,800	"	"	"	50,900	"	"	"
道路施設改善事業	1,014,500	"	"	"	1,002,800	"	"	"
地方道整備事業	704,300	"	"	"	691,200	"	"	"
都市計画県工事負担金	7,400	"	"	"	-			
街路事業	228,500	"	"	"	226,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公園施設整備事業	113,000	"	"	"	113,600	"	"	"
下水路整備事業	25,000	"	"	"	26,400	"	"	"
住宅改善事業	262,200	"	"	"	248,000	"	"	"
消防施設整備事業	853,800	"	"	"	809,900	"	"	"
小学校施設解体撤去事業	64,500	"	"	"	52,600	"	"	"
高等学校施設整備事業	137,900	"	"	"	130,200	"	"	"
地区集会所整備事業	4,400	"	"	"	1,000	"	"	"
コミュニティーセンター整備事業	19,000	"	"	"	16,800	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
体育施設整備事業	78,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	40,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
水道事業会計出資金	888,000	"	"	"	753,500	"	"	"
計	7,630,300				7,314,400			

令和7年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555,038千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,820,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,463,196	1,903,898	4,559,298
	1 国民健康保険料	6,463,196	1,903,898	4,559,298
3 国庫支出金		21,277	2,408	23,685
	1 国庫補助金	21,277	2,408	23,685
4 県支出金		27,238,315	486,490	26,751,825
	2 県交付金	27,178,546	486,490	26,692,056
5 繰入金		3,450,500	89,822	3,540,322
	1 一般会計繰入金	3,450,500	89,822	3,540,322
6 繰越金		1	1,769,950	1,769,951
	1 繰越金	1	1,769,950	1,769,951
7 諸収入		201,257	26,830	174,427
	2 雑入	201,256	26,830	174,426
歳入合計		37,375,547	555,038	36,820,509

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		572,284	13,389	558,895
	1 総 務 管 理 費	572,284	13,389	558,895
2 保 険 給 付 費		26,957,707	504,022	26,453,685
	1 療 養 諸 費	23,554,000	600,000	22,954,000
	2 高 額 療 養 費	3,283,000	120,000	3,403,000
	4 出 産 育 児 諸 費	104,889	23,854	81,035
	6 傷 病 手 当 諸 費	168	168	0
4 保 健 事 業 費		335,177	16,339	318,838
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	276,745	7,918	268,827
	2 保 健 事 業 費	58,432	8,421	50,011
5 諸 支 出 金		153,169	21,288	131,881
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	153,169	21,288	131,881
歳 出 合 計		37,375,547	555,038	36,820,509

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,341,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		249,319	4,136	245,183
	1 一般会計繰入金	249,319	4,136	245,183
5 諸収入		204,855	30,310	235,165
	1 雑入	204,855	30,310	235,165
歳入合計		2,315,376	26,174	2,341,550

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		2,108,452	28,741	2,137,193
	1 卸売市場費	2,108,452	28,741	2,137,193
2 公債費		206,824	2,567	204,257
	1 公債費	206,824	2,567	204,257
歳出合計		2,315,376	26,174	2,341,550

令和7年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		9,435	4,304	5,131
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業 一般会計繰入金	9,435	4,304	5,131
2 諸収入		102	102	0
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業 雑入	102	102	0
歳入合計		9,537	4,406	5,131

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		9,537	4,406	5,131
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	9,537	4,406	5,131
歳出合計		9,537	4,406	5,131

令和7年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,165千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		25,000	1,165	23,835
	1 貸付金収入	25,000	1,165	23,835
歳入合計		25,000	1,165	23,835

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 充用		25,000	1,165	23,835
	1 前年度繰上金 充用	25,000	1,165	23,835
歳出合計		25,000	1,165	23,835

令和7年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		558,611	18,335	540,276
	2 雑入	354,631	18,335	336,296
2 県支出金		-	9,213	9,213
	1 県補助金	-	9,213	9,213
歳入合計		558,611	9,122	549,489

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 充用		558,611	9,122	549,489
	1 前年度繰上金 充用	558,611	9,122	549,489
歳出合計		558,611	9,122	549,489

令和7年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,505千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		226,334	7,492	218,842
	2 雑入	122,404	7,492	114,912
2 県支出金		-	3,987	3,987
	1 県補助金	-	3,987	3,987
歳入合計		226,334	3,505	222,829

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰上金 充用		226,334	3,505	222,829
	1 前年度繰上金 充用	226,334	3,505	222,829
歳出合計		226,334	3,505	222,829

令和7年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,437千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,617,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		271,423	6,125	277,548
	1 使用料	271,423	6,125	277,548
3 諸収入		1,352,754	16,562	1,336,192
	1 雑入	1,352,754	16,562	1,336,192
歳入合計		1,628,137	10,437	1,617,700

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		147,079	931	148,010
	1 駐車場管理費	147,079	931	148,010
3 前年度繰上 充用金		1,365,000	11,368	1,353,632
	1 前年度繰上 充用金	1,365,000	11,368	1,353,632
歳出合計		1,628,137	10,437	1,617,700

令和7年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表

歳入予算補正 (第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		31,655	701	32,356
	1 繰越金	31,655	701	32,356
3 諸収入		97,392	701	96,691
	1 貸付金収入	97,382	701	96,681
歳入合計		131,339	0	131,339

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,848,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,820,730千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		10,866,727	460,106	11,326,833
	1 国庫負担金	7,658,373	338,046	7,996,419
	2 国庫補助金	7,963	4,723	12,686
	3 国庫交付金	3,200,391	117,337	3,317,728
4 県支出金		5,715,340	237,567	5,952,907
	1 県負担金	5,520,072	238,211	5,758,283
	2 県交付金	195,268	644	194,624
5 支払基金交付金		11,287,318	478,831	11,766,149
	1 支払基金交付金	11,287,318	478,831	11,766,149
6 財産収入		4,438	11	4,449
	1 財産運用収入	4,438	11	4,449
7 繰入金		7,129,283	47,421	7,176,704
	1 一般会計繰入金	6,636,571	163,987	6,800,558
	2 基金繰入金	492,712	116,566	376,146
8 繰越金		1	624,624	624,625
	1 繰越金	1	624,624	624,625
歳入合計		42,972,170	1,848,560	44,820,730

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		831,237	54,270	776,967
	1 総 務 管 理 費	343,479	25,855	369,334
	2 介 護 認 定 費	487,758	80,125	407,633
2 保 険 給 付 費		40,565,213	1,773,100	42,338,313
	1 介 護 サービス 等 諸 費	39,140,281	1,770,000	40,910,281
	5 そ の 他 諸 費	39,894	3,100	42,994
3 地 域 支 援 事 業 費		1,454,179	3,224	1,450,955
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	1,242,418	349	1,242,767
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	200,825	3,573	197,252
4 基 金 積 立 金		4,438	11	4,449
	1 基 金 積 立 金	4,438	11	4,449
5 諸 支 出 金		112,103	132,943	245,046
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511	133,717	145,228
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 事 業 繰 出 金	100,592	774	99,818
歳 出 合 計		42,972,170	1,848,560	44,820,730

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,495,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		5,378,238	157,571	5,535,809
	1 後期高齢者医療保険料	5,378,238	157,571	5,535,809
3 繰入金		6,732,982	99,300	6,633,682
	1 一般会計繰入金	6,732,982	99,300	6,633,682
4 繰越金		1	231,842	231,843
	1 繰越金	1	231,842	231,843
5 諸収入		22,007	61,741	83,748
	1 雑入	22,007	61,741	83,748
6 国庫支出金		8,385	1,650	10,035
	1 国庫補助金	8,385	1,650	10,035
歳入合計		12,141,624	353,504	12,495,128

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,030,464	353,504	12,383,968
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,030,464	353,504	12,383,968
歳出合計		12,141,624	353,504	12,495,128

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 187,033戸 |
| (2) 年間総配水量 | 45,064,000 m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 123,463 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 配水管整備事業 | 3,267,763千円 |
| 配水施設整備事業 | 233,731千円 |
| 原浄水施設新設改良事業 | 1,533,253千円 |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	8,728,369千円	25,521千円	8,702,848千円
第1項 営業収益	8,141,139千円	23,419千円	8,117,720千円
第2項 営業外収益	587,230千円	2,102千円	585,128千円
	支	出	
第1款 水道事業費	7,369,759千円	95,095千円	7,464,854千円
第1項 営業費用	6,728,907千円	37,560千円	6,766,467千円
第2項 営業外費用	607,852千円	57,535千円	665,387千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,969,857千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,879,123千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額493,853千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分数額245,989千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額436,514千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分数額188,540千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	4,454,942千円	543,237千円	3,911,705千円
第1項 企業債	3,155,100千円	221,700千円	2,933,400千円

第2項	出資金	888,157千円	134,629千円	753,528千円
第3項	補助金	173,499千円	127,836千円	45,663千円
第4項	負担金	231,370千円	53,656千円	177,714千円
第5項	固定資産売却代金	6,816千円	5,416千円	1,400千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	8,424,799千円	633,971千円	7,790,828千円
第1項	建設改良費	5,706,418千円	636,949千円	5,069,469千円
第3項	その他資本的支出	-千円	2,978千円	2,978千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 1,878,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	59,900			
施設整備事業	994,700			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,166,736千円	43,077千円	1,209,813千円

第7条 予算第10条中「13,331千円」を「11,849千円」に改める。

第8条 予算第11条中「245,989千円」を「188,540千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金	188,540千円
-----------	-----------

第9条 予算第12条中「334,959千円」を「328,554千円」に改める。

令和7年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- (1) 給水工場数 43工場
- (2) 年間総配水量 78,022,000 m³
- (3) 一日平均配水量 213,759 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水施設整備事業 9,634千円
 - 原浄水施設新設改良事業 410,292千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,278,860千円	5,438千円	2,273,422千円	
第1項 営業収益	2,204,975千円	7,055千円	2,197,920千円	
第2項 営業外収益	73,885千円	1,617千円	75,502千円	
		支 出		
第1款 工業用水道事業費	1,835,427千円	68,088千円	1,767,339千円	
第1項 営業費用	1,683,789千円	65,912千円	1,617,877千円	
第2項 営業外費用	141,638千円	2,176千円	139,462千円	

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,669千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額821,155千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,124千円及び減債積立金34,545千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,113千円、減債積立金425,202千円、建設改良積立金68,512千円及び過年度分損益勘定留保資金293,328千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 工業用水道事業 資本的収入	779,500千円	38,755千円	818,255千円	
第1項 企業債	218,000千円	200千円	217,800千円	
第2項 補助金	61,500千円	38,955千円	100,455千円	
		支 出		

第1款 工業用水道事業 資本的支出	848,169千円	791,241千円	1,639,410千円
第1項 建設改良費	422,967千円	2,087千円	420,880千円
第3項 投資	-千円	793,328千円	793,328千円

第5条 予算第6条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設 整備事業	千円 217,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	302,992千円	16,599千円	286,393千円

第7条 予算第10条中「4,104千円」を「2,390千円」に改める。

第8条 予算第11条中「102,197千円」を「102,340千円」に改める。

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 処 理 面 積 | 2,495 ha |
| (2) 年間処理水量 | 28,315,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 77,575 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 管渠整備事業 | 2,881,056 千円 |
| ポンプ場整備事業 | 684,339 千円 |
| 処理場整備事業 | 1,005,810 千円 |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	12,244,874 千円	42,834 千円	12,287,708 千円
第1項 営業収益	6,450,582 千円	52,730 千円	6,503,312 千円
第2項 営業外収益	5,794,292 千円	13,264 千円	5,781,028 千円
第3項 特別利益	- 千円	3,368 千円	3,368 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	10,846,555 千円	143,709 千円	10,990,264 千円
第1項 営業費用	9,896,635 千円	150,128 千円	10,046,763 千円
第2項 営業外費用	932,920 千円	6,419 千円	926,501 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,284,146千円」を「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,268,089千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237,859千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,337千円、繰越利益剰余金処分額257,425千円及び当年度利益剰余金処分額894,525千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,074千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,146千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	7,585,788 千円	74,345 千円	7,660,133 千円

第1項 企業債	4,010,300千円	454,500千円	3,555,800千円
第2項 補助金	2,720,387千円	252,396千円	2,467,991千円
第3項 負担金	854,101千円	12,087千円	842,014千円
第5項 他会計からの長期借入金	-千円	793,328千円	793,328千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	12,869,934千円	735,040千円	12,134,894千円
第1項 建設改良費	5,317,515千円	735,040千円	4,582,475千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,345,500	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	451,400			
資本費平準化債	758,900			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	870,097千円	89,387千円	959,484千円

第7条 予算第10条中「7,911,190千円」を「7,986,234千円」に改める。

第8条 予算第11条中「1,151,950千円」を「910,146千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金	910,146千円
-----------	-----------

第9条 予算第12条中「221,631千円」を「222,500千円」に改める。

令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 処 理 戸 数 | 330 戸 |
| (2) 年 間 処 理 水 量 | 93,100 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 | 255 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業収益	135,213 千円	3,985 千円	131,228 千円
第1項 営 業 収 益	16,674 千円	67 千円	16,741 千円
第2項 営 業 外 収 益	118,539 千円	4,052 千円	114,487 千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業費	118,304 千円	193 千円	118,497 千円
第1項 営 業 費 用	110,549 千円	485 千円	111,034 千円
第2項 営 業 外 費 用	6,735 千円	292 千円	6,443 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,406千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,407千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,620千円、当年度分損益勘定留保資金27,630千円及び繰越利益剰余金処分別14,156千円」を「減債積立金19,608千円、過年度分損益勘定留保資金2,555千円及び当年度分損益勘定留保資金22,244千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 農業集落排水事業 資本的収入	6,153 千円	112 千円	6,041 千円
第1項 補 助 金	6,153 千円	112 千円	6,041 千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業 資本的支出	50,559 千円	111 千円	50,448 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,244 千円	111 千円	1,133 千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	17,291 千円	5 千円	17,296 千円

第6条 予算第8条中「106,825千円」を「102,666千円」に改める。

第7条 予算第10条中「1,999千円」を「2,354千円」に改める。

令和7年度和歌山市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度和歌山市漁業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 処 理 戸 数 | 638 戸 |
| (2) 年 間 処 理 水 量 | 126,700 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 | 347 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 漁業集落排水事業収益	149,642 千円	3,628 千円	146,014 千円
第1項 営 業 収 益	29,782 千円	638 千円	29,144 千円
第2項 営 業 外 収 益	119,860 千円	3,181 千円	116,679 千円
第3項 特 別 利 益	- 千円	191 千円	191 千円
	支	出	
第1款 漁業集落排水事業費	135,396 千円	135 千円	135,531 千円
第1項 営 業 費 用	124,217 千円	373 千円	124,590 千円
第2項 営 業 外 費 用	10,159 千円	238 千円	9,921 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,661千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,663千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,172千円、当年度分損益勘定留保資金30,520千円及び繰越利益剰余金処分数11,969千円」を「減債積立金16,684千円、過年度分損益勘定留保資金2,161千円及び当年度分損益勘定留保資金25,818千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 漁業集落排水事業 資本的収入	8,391 千円	8 千円	8,383 千円
第1項 補 助 金	8,372 千円	8 千円	8,364 千円
	支	出	
第1款 漁業集落排水事業 資本的支出	53,052 千円	6 千円	53,046 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,497 千円	6 千円	3,491 千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	17,291 千円	5 千円	17,296 千円

第6条 予算第8条中「106,684千円」を「103,523千円」に改める。

第7条 予算第10条中「1,683千円」を「1,899千円」に改める。

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,530,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,995,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第11号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		42,971,681	2,032,673	45,004,354
	1 国庫負担金	28,235,949	724,500	28,960,449
	2 国庫補助金	4,502,751	573,882	5,076,633
	3 国庫交付金	10,206,508	734,291	10,940,799
16 県支出金		13,252,187	79,650	13,331,837
	1 県負担金	9,578,307	44,390	9,622,697
	2 県補助金	2,699,440	35,260	2,734,700
19 繰入金		2,006,357	496,893	2,503,250
	1 基金繰入金	1,898,274	496,893	2,395,167
21 諸収入		2,836,357	92	2,836,449
	7 雑入	1,399,677	92	1,399,769
22 市債		7,324,500	921,000	8,245,500
	1 市債	7,324,500	921,000	8,245,500
歳入合計		173,465,258	3,530,308	176,995,566

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		18,981,691	7,656	18,989,347
	4 戸籍住民基本 台帳基本費	725,761	7,656	733,417
3 民 生 費		82,982,763	1,966,050	84,948,813
	2 生活保護費	18,752,012	1,152,355	19,904,367
	3 児童福祉費	26,190,137	810,397	27,000,534
	6 市民福祉費	523,654	3,298	526,952
4 衛 生 費		10,074,198	95,845	10,170,043
	1 保健衛生費	4,557,896	95,845	4,653,741
5 農林水産業費		1,022,629	48,450	1,071,079
	1 農 業 費	744,818	48,450	793,268
7 土 木 費		10,016,995	956,957	10,973,952
	1 土木管理費	1,043,044	62,371	1,105,415
	2 道路橋梁費	4,069,180	610,455	4,679,635
	3 河 川 費	409,815	99,140	508,955
	4 都市計画費	1,029,953	18,591	1,048,544
	5 都市計画道路費	476,736	130,000	606,736
	6 公 園 費	522,281	36,400	558,681
9 教 育 費		10,381,621	23,685	10,405,306
	1 教育総務費	2,288,859	13,052	2,301,911
	6 社会教育費	2,185,856	10,633	2,196,489
12 諸 支 出 金		8,960,190	431,665	9,391,855
	1 公営企業費	8,754,001	431,665	9,185,666
歳 出 合 計		173,465,258	3,530,308	176,995,566

第2表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター建設事業	5,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	5,800			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童館整備事業	300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	7,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
隣保館整備事業	2,000	"	"	"	4,900	"	"	"
農業施設整備事業	170,400	"	"	"	184,800	"	"	"
道路施設改善事業	1,002,800	"	"	"	1,016,300	"	"	"
地方道整備事業	691,200	"	"	"	984,300	"	"	"
河川県工事負担金	10,100	"	"	"	19,200	"	"	"
準用河川改修事業	67,700	"	"	"	127,700	"	"	"
街路事業	226,200	"	"	"	291,200	"	"	"
公園施設整備事業	113,600	"	"	"	132,300	"	"	"
水道事業会計出資金	753,500	"	"	"	1,185,100	"	"	"
計	7,324,500				8,239,700			

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業	3,458,838千円
配水施設整備事業	897,913千円
原浄水施設新設改良事業	2,548,475千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,879,123千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,153,744千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額436,514千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分別188,540千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額606,557千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分別293,118千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	3,911,705千円	1,595,858千円	5,507,563千円
第1項 企業債	2,933,400千円	823,400千円	3,756,800千円
第2項 出資金	753,528千円	431,665千円	1,185,193千円
第3項 補助金	45,663千円	340,793千円	386,456千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	7,790,828千円	1,870,479千円	9,661,307千円
第1項 建設改良費	5,069,469千円	1,870,479千円	6,939,948千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	1,988,500 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
配水施設整備事業	214,800			
施設整備事業	1,553,500			

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	3,122,806千円
ポンプ場整備事業	684,339千円
処理場整備事業	1,040,810千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,268,089千円」を「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,282,839千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,074千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,146千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額201,804千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,166千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	7,660,133千円	262,000千円	7,922,133千円
第1項 企業債	3,555,800千円	147,300千円	3,703,100千円
第2項 補助金	2,467,991千円	114,700千円	2,582,691千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	12,134,894千円	276,750千円	12,411,644千円
第1項 建設改良費	4,582,475千円	276,750千円	4,859,225千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 2,492,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
公共下水道事業借換債	451,400			
資本費平準化債	758,900			

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			319,951
	1 総務管理費		309,173
		庁舎管理事業	52,804
		財産管理事業	2,200
		標準準拠・保険系システム移行事業	205,768
		システム標準化対応事業	10,121
		防災情報システム整備事業	38,280
	2 徴税費		3,122
		システム標準化対応事業	3,122
	4 戸籍住民基本台帳費		7,656
旧氏及び旧氏振り仮名記載事業		7,656	
3 民生費			2,260,415
	1 社会福祉費		135,365
		介護施設整備費助成事業	135,365
	2 生活保護費		1,152,355
		生活保護費追加給付事業	1,152,355
	3 児童福祉費		968,509
		物価高対応子育て応援手当支給事業	156,020
		物価高騰対応子育て支援事業	522,583
		物価高騰対応園児等給食費支援事業	280,045
		児童館整備事業	9,861
	6 市民福祉費		4,186
隣保館整備事業		4,186	
4 衛生費			112,092
	1 保健衛生費		95,133
		物価高騰対応妊婦支援事業	95,133
2 清掃費		16,959	

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		清掃工場施設整備事業	16,959
5 農水産業費			68,215
	1 農業費		68,215
		農業施設改良事業	68,215
6 商工費			2,366,870
	1 商工費		2,311,826
		物価高騰対策地域商品券配布事業	2,311,826
	2 観光費		55,044
		和歌山城公園動物園クマ園舎改修事業	55,044
7 土木費			3,753,031
	1 土木管理費		62,371
		地籍調査事業	62,371
	2 道路橋梁費		2,316,827
		道路維持事業	746,350
		道路新設改良事業	49,799
		地方道整備事業	1,519,173
		交通安全施設整備事業	1,505
	3 河川費		233,351
		河川整備事業	86,805
		準用河川改修事業	146,546
	4 都市計画費		24,597
		都市計画マスタープラン等改定事業	18,591
		都市再生整備計画効果分析事業	6,006
	5 都市計画道路費		486,416
		街路事業	486,416
	6 公園費		143,042
		公園整備事業	143,042
	7 下水道費		52,764
		下水道施設管理事業	44,778

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		下水路整備事業	7,986
	8 住宅費		433,663
		住宅管理事業	229,403
		民間建築物耐震改修促進事業	204,260
8 消防費			68,521
	1 消防費		68,521
		消防デジタル無線再整備事業	68,521
9 教育費			65,626
	1 教育総務費		13,052
		物価高騰対応園児等給食費支援事業	13,052
	2 小学校費		39,078
		安原小学校吉原分校解体撤去事業	39,078
	6 社会教育費		13,496
		コミュニティセンター建設事業	13,496
10 災害復旧費			144,697
	1 土木施設 災害復旧費		144,697
		道路災害復旧事業	144,697
12 諸支出金			841,656
	1 公営企業費		841,656
		水道事業会計出資金	841,656
合		計	10,001,074

令和7年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費			4,620
	1 総務管理費		4,620
		システム標準化対応事業	4,620
合 計			4,620

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費			805,427
	1 卸売市場費		805,427
		中央卸売市場整備事業	
合		計	805,427

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費			5,574
	1 総務管理費		1,650
		システム標準化対応事業	1,650
	2 介護認定費		3,924
		システム標準化対応事業	3,924
合 計			5,574

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費			1,650
	1 総務管理費		1,650
		システム標準化対応事業	1,650
合 計			1,650

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,077,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,073,066千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第13号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		45,004,354	1,200,023	46,204,377
	3 国庫交付金	10,940,799	1,200,023	12,140,822
19 繰入金		2,503,250	9,377	2,512,627
	1 基金繰入金	2,395,167	9,377	2,404,544
22 市債		8,245,500	2,868,100	11,113,600
	1 市債	8,245,500	2,868,100	11,113,600
歳入合計		176,995,566	4,077,500	181,073,066

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		18,989,347	78,496	19,067,843
	7 文化スポーツ費	1,189,481	78,496	1,267,977
9 教育費		10,405,306	3,999,004	14,404,310
	2 小学校費	2,886,355	3,003,764	5,890,119
	3 中学校費	810,751	982,604	1,793,355
	5 幼稚園費	508,676	12,636	521,312
歳出合計		176,995,566	4,077,500	181,073,066

第2表

地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	8,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	8,700			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備事業	13,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	65,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
小学校施設整備事業	41,300	〃	〃	〃	2,035,700	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	17,000	〃	〃	〃	830,000	〃	〃	〃
計	8,245,500				11,104,900			

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第14号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			78,496
	7 文化スポーツ費		78,496
		つつじが丘総合公園整備事業	78,496
9 教育費			3,999,004
	2 小学校費		3,003,764
		小学校施設整備事業	1,298,665
		小学校体育館空調整備事業	1,705,099
	3 中学校費		982,604
		中学校施設整備事業	982,604
	5 幼稚園費		12,636
幼稚園施設整備事業		12,636	
合 計			4,077,500